

随意契約理由書

件名	西クリーンセンターごみクレーン設備改修工事
契約の相手方	JFEプラントエンジニア株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
随意契約の理由	
<p>西クリーンセンターのごみクレーンは、竣工から25年が経過し施設の老朽化が進んでおり、今後も本市のごみ処理を継続的、安定的に行っていくためには、ファシリティマネジメントの観点も踏まえて延命化を図る必要がある。</p> <p>本工事では、既存ごみクレーンを部分的な更新により延命化を図るとともに、さらに改良を加えることにより運転にかかるCO2削減も実施する。</p> <p>本請負人は、当該クレーン設備の設計、製作及び据付を行ったメーカーであり、他社では当該設備並びに既存設備の取合いに係る図面や技術的な内容等知り得ないため、本請負人でなければ施工できない。</p> <p>以上から、本件工事は「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号にもとづき、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課(電話番号 078-595-6165)